

# 平成29年3月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第21号 亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例	1
議案第22号 亀山市いじめ問題調査委員会条例	2
議案第23号 亀山市いじめ再調査委員会条例	3
議案第24号 亀山市個人情報保護条例及び亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第25号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第26号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	10
議案第27号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第28号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	16

議案第 29 号	亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第 30 号	亀山市し尿処理施設条例の一部を改正する条例	18
議案第 31 号	亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第 32 号	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	20

亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例新旧対照表（附則第3項関係）  
 （亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	旅費条例別表の消 防長の項に規定す る旅費に相当する 額	(略)	(略)	旅費条例別表の消 防長の項に規定す る旅費に相当する 額
亀山市空家等対策協議 会委員	日額 7,100円		亀山市空家等対策協議 会委員	日額 7,100円	
亀山市いじめ問題対策 連絡協議会委員	日額 7,100円				
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

**亀山市いじめ問題調査委員会条例新旧対照表（附則第3項関係）**  
**（亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）**

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	旅費条例別表の消 防長の項に規定す る旅費に相当する 額	(略)	(略)	旅費条例別表の消 防長の項に規定す る旅費に相当する 額
亀山市空家等対策協議会委員	日額 7, 100円		(略)	(略)	
亀山市いじめ問題調査委員会 委員（臨時委員を含む。）	日額 7, 100円	額	(略)	(略)	額
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

**亀山市いじめ再調査委員会条例新旧対照表（附則第3項関係）**  
**（亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）**

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	旅費条例別表の消費長の項に規定する旅費に相当する額	(略)	(略)	旅費条例別表の消費長の項に規定する旅費に相当する額
亀山市空家等対策協議会委員	日額 7, 100円		(略)	(略)	
亀山市いじめ再調査委員会委員（臨時委員を含む。）	日額 7, 100円	額	(略)	(略)	額
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

亀山市個人情報保護条例及び亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）  
（亀山市個人情報保護条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>(訂正等の請求)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(訂正等の請求)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p>

亀山市個人情報保護条例及び亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）  
 （亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第<u>10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第<u>10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第<u>9号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第<u>9号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 （略）</p>

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 任命権者は、第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子_____を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項_____において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育す</p>



当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 (略)

2及び3 (略)

4 前3項 \_\_\_\_\_ の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を \_\_\_\_\_ 介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者

\_\_\_\_\_ のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項

る」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 (略)

2及び3 (略)

4 第1項及び前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、 \_\_\_\_\_ 「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中

中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」

\_\_\_\_\_と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間

\_\_\_\_\_内において必要と認められる期間とする。ただし、市長が特に必要と認める場

「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇\_\_\_\_\_とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が\_\_\_\_\_配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの\_\_\_\_\_の介護をするため、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。ただし、市長が特に必要と認める場

合は、1月を限度に延長することができる。

- 3 介護休暇については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 介護時間については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

合は、1月を限度に延長することができる。

- 3 介護休暇については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第38条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇\_\_\_\_\_の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）及び介護休暇\_\_\_\_\_については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ <u>次条第3号</u> _____ に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日 _____ (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている</p>

非常勤職員に限る。)

ウ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業

非常勤職員に限る。)

ウ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業

の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア及びイ (略)

#### 第2条の4 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定

の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア及びイ (略)

#### 第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) (略)

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2)～(5) (略)

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) (略)

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(3) ~ (7) (略)

(部分休業の承認)

第22条 (略)

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(2) ~ (6) (略)

(部分休業の承認)

第22条 (略)

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）を承認されている  
職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間  
を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている  
場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている  
時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。



亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>8 (略)</p> <p><u>(平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する給料の額等に関する特例措置)</u></p> <p>9 <u>平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間(次項において「特例期間」という。)に支給する市長及び副市長の給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項各号に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p>10 <u>特例期間に支給する市長及び副市長の期末手当の額については、第3条中「給料月額」とあるのは、「附則第9項の規定を適用した給料の月額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置)</u></p> <p>11 <u>平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の退職手当の額は、第4条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>8 (略)</p>

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する給料の額に関する特例措置)</u></p> <p>5 <u>平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p><u>(平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置)</u></p> <p>6 <u>平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の退職手当の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>4 (略)</p>

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する給料の額に関する特例措置)</u></p> <p>4 <u>平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する管理者の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p><u>(平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置)</u></p> <p>5 <u>平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する管理者の退職手当の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>3 (略)</p>

亀山市し尿処理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前							
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 名称</u> 亀山市衛生公苑</p> <p><u>(2) 位置</u> 亀山市野村町1789番地</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 528 2002 671"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 528 1565 579">名称</th> <th data-bbox="1570 528 2002 579">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 582 1565 624">亀山市衛生公苑</td> <td data-bbox="1570 582 2002 624">亀山市野村町1789番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 627 1565 671">亀山市関衛生センターし尿処理場</td> <td data-bbox="1570 627 2002 671">亀山市関町新所175番地3</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	亀山市衛生公苑	亀山市野村町1789番地	亀山市関衛生センターし尿処理場	亀山市関町新所175番地3
名称	位置							
亀山市衛生公苑	亀山市野村町1789番地							
亀山市関衛生センターし尿処理場	亀山市関町新所175番地3							

亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 病床の数は、一般病床<u>94</u>床とする。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 病床の数は、一般病床<u>100</u>床とする。</p>

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>以下同じ。</u>)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) ～ (6) (略)</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、<u>介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、勤務しない</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。_____。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p><u>(3) ～ (5) (略)</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)<u>又は介護休暇(当該職員が</u> _____配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの_____の介護をするため、勤務しない</p>

ことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間(任命権者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間をいう。)と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

ことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。